

大切な人の命を守るために

… 3月は自殺対策強化月間です …

3月は、月別自殺者数が最も多い月

ある日突然、大切な人が命を絶ってしまったら…。

自殺で失われる命の多くは「救うことのできる命」だと言われています。大切な人の命を守るために、わたしたちは、どうすればよいのでしょうか。

自殺の現状…

令和2年、全国で21,081人が自ら命を絶ちました。同じ年、交通事故で亡くなった人は2,636人なので、自殺で亡くなった人はその8倍も多くなっています。

国全体の取組みによって少しずつ成果が現れ、平成24年には、自殺者数は3万人を下回り、その後減少していました。しかし、令和2年度にいたっては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響などにより、11年ぶりに増加してしまいました。中でも、女性と若年層の自殺者が増加しています。これは、男性の自殺者が多かったことから男性への自殺対策を中心に行ってきたため、対策の中で脆弱だった女性や若年層に社会的心理的な危機が重なったためだと考えられています。

また、自殺の原因は4つ以上絡み合っており、病気や障がいなどの健康問題、失業や倒産、多重債務、長時間労働などの社会的・経済的問題、また、子育てや介護といった家庭問題、さらには、職場や学校での人間関係等が考えられます。例えば、小学生～高校生は、いじめや学業不振のほか家庭内の問題等を、誰にも相談できないことや相談しても相手にしてもらえないことが自殺の原因と考えられます。こどもの自殺は、その全てに大人が関わっていることを、わたしたち大人は自覚しなければなりません。大人の自殺もそうです。自殺を「自ら選んだ死」ととらえ個人の問題であると考え人もいますが、自殺は、決して「個人の自由な意思や選択の結果」ではありません。自殺することが唯一の解決策だと「追い込まれた末の結末」なのです。自殺者が減るとということがゴールではなく、人の命は一つなので、「誰一人」自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、わたしたちみんなのできることを、今このとき、ともに考えましょう。

わたしたちにできること

自殺を考える人の心理的特徴として、思い悩む日々が続く心の負担が大きくなり、気持ちに余裕がなくなって「心の視野」が狭くなってし

まうことが挙げられます。その結果、考え方が極端になり、自殺するしか解決策がないと思ってしまうかもしれません。しかし本当は、「死にたい」と考えている人も「生きたい」という本心との間で激しく揺れ動いており、自殺に至る前に、「普段と何か違う気がする」と感じる小さな変化（サイン）を出しています。食事が減った、ため息が目立つ、口数が少ないなど、いつもとは違う様子があった時は、「どうしたの?」「よく眠れている?」と声をかけましょう。「死にたい」気持ちを聴くことは、聴き手にとっても辛いですが、心に寄り添いながら丁寧に話を聴くことで悩む人の生きる意欲となり、自殺の衝動が和らぐこともあります。

しかし、じっくり話を聴き、一緒に悩んでも、自分だけでは解決できないと思った時には、専門の相談窓口を紹介するなど、必要な支援につなげ、その後もあたたかく見守りましょう。

誰でも「命の門番に」

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人を「ゲートキーパー（命の門番）」といいます。役割として大切なことは、「気付く」「傾聴」「つなぎ」「見守り」の4つです。地域の人、家族や友人、誰もがゲートキーパーとして支援者になれる。特別な資格は必要なく、大切な人の命を守るために自ら行動する人、それが、ゲートキーパーなのです。

一人で悩まないで

もし今、「死にたい」と考えている人がいたら、一人で悩まず、家族や友人、身近な人を頼ってください。話しづらいつら感じたら、各相談窓口も利用できます。

あなたの話を聴き、寄り添ってくれる人は、必ず身近にいます。

相談先

- ◎いのちの電話（☎0120-783-556）
- ◎こどもの24時間SOS相談窓口（☎0120-078-310）

※文部科学省の「子供のSOS相談窓口」ウェブページにSNSの相談窓口の記載もあります。



照会先 さくら館 ☎85-0800

税の申告相談

町における所得税の申告相談は3月14日(月)まで（町県民税は15日(火)まで）

3月の町における所得税・町県民税の申告受付の日程は次のとおりです。申告相談を受ける際は原則事前予約が必要です。

予約方法	電話または役場本庁舎税務課窓口	電話番号	☎85-7750（税務課）
受付時間	平日の8時30分から17時15分まで	締切日	各会場の申告相談日の4営業日前

< 3月の申告相談日と予約締切日 > ※予約締切日は申告相談日の4営業日前です。

申告相談日	会場	予約締切日	申告相談日	会場	予約締切日	受付時間
3月1日(火)	湯本	予約締切りました	3月9日(水)	湯本	3月3日(木)	9時～12時、13時～16時（12時～13時は受付を行いません。）
3月2日(水)	箱根	予約締切りました	3月10日(木)	湯本	3月4日(金)	※3月15日(火)は町県民税の申告のみ受付します。
3月3日(木)	仙石原	予約締切りました	3月11日(金)	湯本	予約不要	会場
3月4日(金)	仙石原	予約締切りました	3月13日(日)	湯本	3月8日(火)	湯本：役場分庁舎4階会議室
3月7日(月)	宮城野	3月1日(火)	3月14日(月)	湯本	予約不要	宮城野：宮城野公民館
3月8日(火)	宮城野	3月2日(水)	3月15日(火)	湯本	※予約不要	仙石原：仙石原文化センター
						箱根：箱根出張所

既に予約を締め切っている日、予約が必要ない日がありますので、注意してください。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場での検温の実施、マスクの着用に協力をお願いします。

医療費控除について

平成29年分の申告から領収書の添付は必要なくなりましたが、自宅で5年間保管してください。

事前に領収書を受診者・病院ごとに集計し医療費の明細書を作成してください。様式は税務課、各出張所、国税庁のホームページにあります。

町では領収書を持参しても受け取りません。

住民税に関する事項の記入

確定申告書の第二表には、「寄付金税額控除」、「配当割額控除額」、「16歳未満の扶養親族」や、「同一

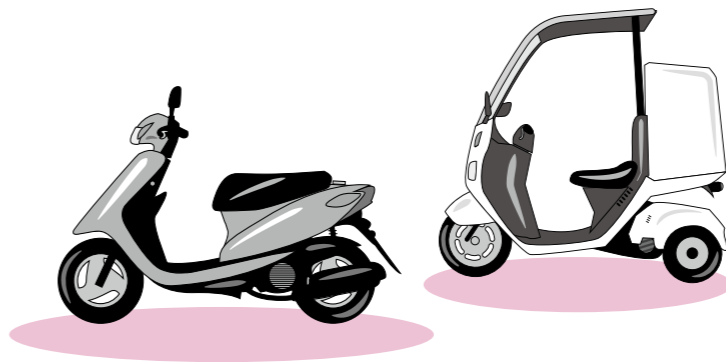
生計配偶者」欄などがあります。該当する場合は記入してください。記入がない場合は、町県民税に適用されません。

その他

町内の会場の他、所得税は小田原税務署でも申告できます。税務署では、混雑緩和のため、LINEや会場で整理券が配付されますので、詳細は小田原税務署に問い合わせてください。

また、確定申告書は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）「令和3年分確定申告特集」で作成できます。

照会先 ●税務課 ☎85-7750
●小田原税務署 ☎0465-35-4511(代表)



軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で、原動機付自転車や軽自動車などの保管場所がある市区町村から課税されます。これらを廃車、名義変更した場合、または町外に転出した場合は、それぞれの届け出先で必ず手続きをしてください。

原動機付自転車などの名義変更等の案内

- 排気量125ccまたは1.0kw以下の原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー
届出先 税務課 ☎85-17750
- 排気量125ccまたは1.0kwを超える二輪車
届出先 湘南自動車検査登録事務所 ☎050-15540-12038
- 三輪・四輪の軽自動車（排気量60cc以下）
届出先 軽自動車検査協会湘南支所 ☎050-13816-3119
- 他市区町村ナンバープレートの原動機付自転車を町内で所有している方へ
原動機付自転車のナンバープレートは、その保管場所のある市区町村で交付を受けるように定められていますので、「箱根町」のナンバープレートに変更手続きをしてください。
- 照会先 税務課 ☎85-17750